

熱海市伊豆山地区土石流災害から5年 危険盛土の防止ポスター・チラシを制作しました

1 要 旨

- ・県では、あのような災害を二度と起こすことのないよう、令和4年7月に県盛土条例を施行し、昨年5月には、より厳しい盛土規制法の運用を開始し、条例との両輪で、盛土に対する厳格な規制や監視を行うことで、盛土による災害の防止を図っています。
- ・その効果もあり、不適切盛土の数は減少傾向にありますが、盛り土110番への通報件数は高止まりしており、依然として危険な不適切盛土が造成されるリスクは高いと考えています。
- ・今般、5年の節目を機に不適切盛土を防止するためのポスター・チラシを制作し、改めて不適切盛土への注意喚起と盛り土110番への通報の呼びかけを行うものです。

2 ポスター・チラシ

- ・盛土対策課の若手職員が生成AIを活用してデザインを作成

(1) ポスター（B3版）

- ・「5年。忘れない。繰り返さない。未来へつなぐ。」というキャッチフレーズで、危険な不適切盛土を決して許さない決意を表明
- ・通報窓口（盛り土110番）を紹介し、県民からの積極的な情報提供を促進

(2) チラシ（A4版・両面）

- ・農家などの土地を所有されている方で、自分の土地に意図しない盛土が造成される事案が発生しているため、こうした事案における手口を周知し、巻き込まれることのないよう呼びかけ
- ・盛土規制法では土地所有者の責任が明確化されており、こうした意図しないものであっても、危険な盛土を放置することで行政処分等を受ける場合があることを周知し、注意喚起

3 主な広報展開

（ポスター）

- ・大規模商業施設へ掲示し、多くの方々に盛土への関心を喚起するとともに、盛り土110番を周知
- ・造成工事等を請け負う建設業者へ配布し、違法な盛土に関わらないための注意喚起

（チラシ）

- ・不適切盛土が特に多い東部地域の自治会の回覧等を通じて地域住民に広く周知
- ・JA各支店に配布し、巻き込まれる可能性の高い農家へ向けて効果的に周知

5年。忘れない。繰り返さない。未来へつなぐ。

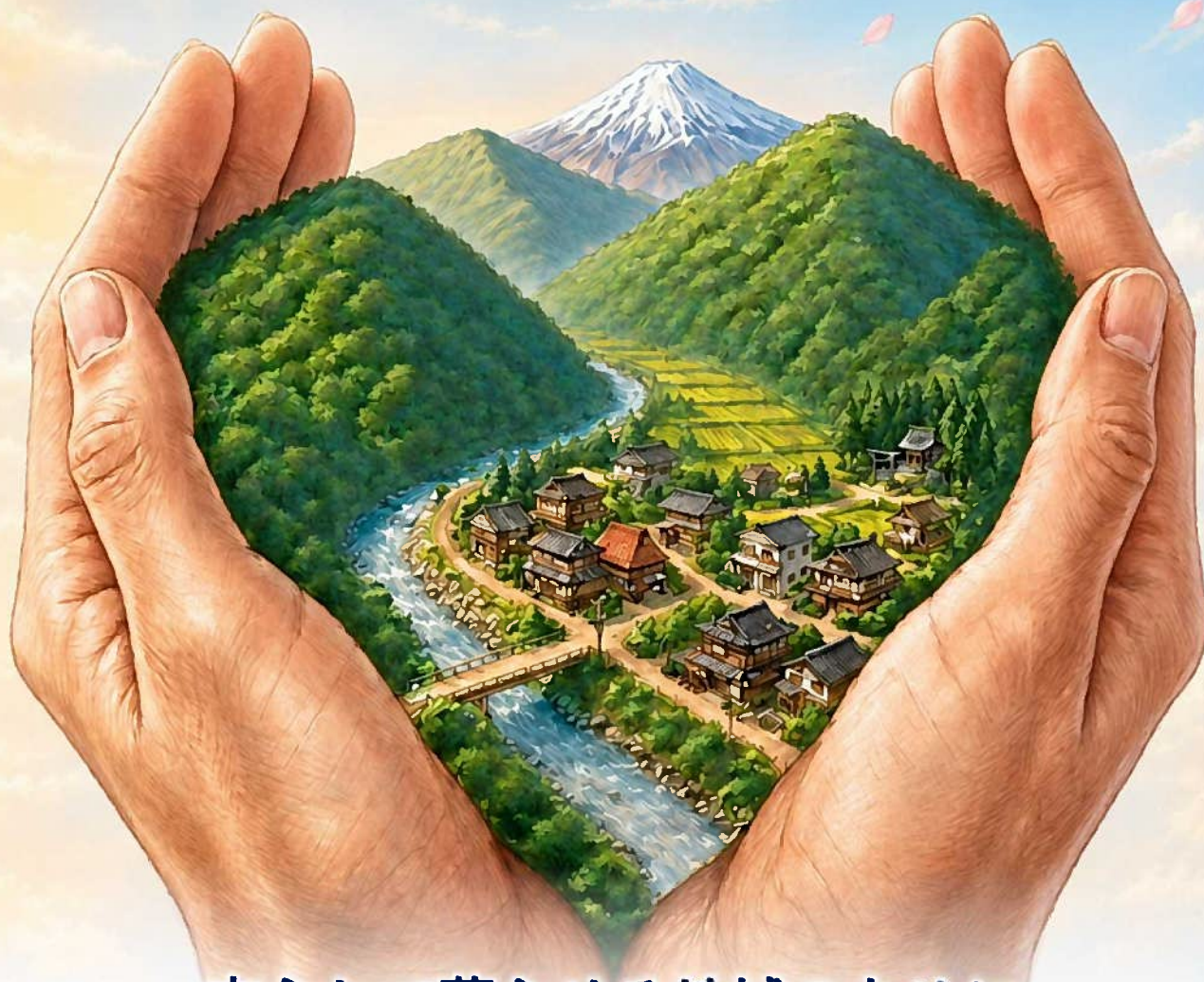
熱海市伊豆山地区土石流災害から5年。

静岡県は、あの日の記憶を風化させることなく、

盛土等の適正な規制や監視、指導の強化に取り組んでいます。

また、危険な盛土の早期発見には、県民の皆さまからの情報提供も重要です。

盛り土110番では、不適切な盛土等に関する情報を受け付けています。



安心して暮らせる地域のために。



不審な盛土を見つけたら、
ご連絡をお願いします。



写真や位置情報があると、
調査がスムーズです。

通報・相談は

**盛り土
110番**



通報は匿名でも可能です。
情報は厳重に管理します。



一人ひとりの通報が、
地域の安全を守ります。



054-252-9000

送信
フォームで
通報



規制対象
の盛土は
こちら！





あなたの土地が、
知らないうちに
違法盛土に!

無許可



違法盛土は土地所有者にも責任があります

法律により土地所有者が盛土等を安全に維持する責任が明確化されています。



こんなケースにご注意を!



悪質業者は甘い言葉をかけてきます

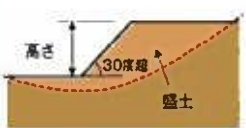
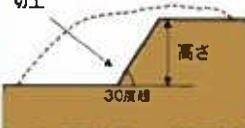
業者から盛土を提案され、契約書の取り交わし等を行わないまま承諾・依頼した結果、
違法な盛土が造成され、土地所有者も責任を問われる事例が発生しています。

静岡県内で盛土等を施工するには許可が必要です

規制の対象となる盛土等の規模

静岡市・浜松市で盛土等を行う場合は、各市に確認してください。

＜宅地造成・特定盛土等＞ 宅地を造成するための盛土・切土・残土処分場における盛土・切土 等

- 1 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの

- 2 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの

- 3 盛土と切土を同時に行い、高さ2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)

- 4 盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)

- 5 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①②③④を除く)


＜土石の堆積＞ 土石のストックヤードにおける仮置き 等

- 6 最大時に堆積する高さが2m超となるもの(許可等の対象は、面積が300㎡超のもの)

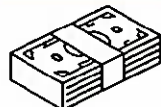
- 7 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(⑥を除く)


「崖」とは…
地表面が水平面に対してなす角度が30度を超えるものを指します。

違法な盛土は罰則の対象です



3年以下の
拘禁刑



1,000万円以下の
罰金



法人は3億円以下の
罰金

違反行為をした者に対し、盛土規制法の罰則が適用されます。

土地所有者の方、業者からのこんな提案にご注意を！



無償で
整地します！

「無償で整地します」などの甘い言葉で承諾を得て、
違法な盛土が行われる事例が発生しています。

土地所有者ができる対策

1 安易に信じない



好条件を提示されても、
安易に承諾せず、慎重に判断する。

2 書面等の取り交わし



契約書や図面等を事前に取り
交わし、完成形や責任の所在
を明確にする。

3 許可の要否の確認



許可証の有無を
必ず書面で確認する。

【不適正な盛土の通報窓口システム「盛り土110番」】

- 電話：054-252-9000
- インターネット送信フォーム：右のQRコードから



【発行元】

静岡県 暮らし・環境部
環境局 盛土対策課